

感 感 発 0318 第 2 号
令 和 8 年 3 月 18 日

各検査所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

チリ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

今般、チリにおいて、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨の情報がありません。

つきましては、同国政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第 1 第 5 項第 3 欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

記

1. 適用日

令和 8 年 3 月 12 日から適用する。

以上